

山口農政事務所交渉（全農林労働組合中国四国地方本部山口分会）

議 事 要 旨

1 開催日時：平成23年2月16日（水） 18:30～18:50（20分）

2 場 所：山口農政事務所別館大会議室

3 出席者：

山口農政事務所	浦田	高宣	所長
”	宗像	利治	次長
”	秋田	正行	総務課長
”	原	秀昭	総務課課長補佐
”	藤田	真一	総務課職員係長
山口分会	田中	信義	委員長
”	田中	信夫	副委員長
”	松田	公夫	書記長
”	村田	和美	財政部長
”	林	政英	執行委員
”	田中	政充	執行委員
”	脇本	雅子	執行委員
”	西嶋	昭二	執行委員

4 議 題：実効ある超過勤務縮減対策について
（全農林中国四国地方本部山口分会提出 別添「要求書」）

5 議事概要：

総務課長：本日の交渉に先立ち、国家公務員法108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林労働組合中国四国地方本部山口分会から提出された要求事項が、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の（3）に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書の1の（2）「実効ある超過勤務縮減対策」の部分とし、その他の事項については、権限外事項であることや管理運営事項に該当することから、要望事項として承るとの整理を行いました。

それを前提として、交渉を開始します。

それでは、要求書の提出と、対象事項の趣旨について説明をお願いします。

(要求書提出)

委員長：この超過勤務縮減対策については以前から申し上げているが、現実として超過勤務は少なくなっていないという認識です。現場の実態として、50時間を超える者もいると聞いています。超過勤務縮減は再三要求しており、業務運営等で超過勤務の縮減をお願いしているが、現実としては増えている。特に偏った超過勤務の発生が見られます。スタッフ制の利点を生かしていないのでしょうか。

そのような実態があるのであれば対策が不十分と言わざるを得ません。

所長：それでは私から、予備交渉において交渉ルールに基づいて交渉事項とされた項目について回答を申し上げます。

超過勤務については「不要不急の超勤は命じない」の考えのもと、平成19年12月に策定した「山口農政事務所超過勤務縮減対策」（山口農政事務所超過勤務縮減委員会決定）に基づき、以下の取組を進めている。

- ①すべての職員において自らの問題として受け止め、計画的な業務遂行等に努める。
- ②管理者は職員の超過勤務の状況を的確に把握し、特定の職員に偏ることのないよう努める。
- ③事前命令の徹底（16時30分まで）を図り、事前に十分な精査を行う。
- ④毎週水曜・金曜は定時退庁日とし、事前に声かけ等を行う。
- ⑤定時退庁日の超勤及び週休日等に勤務を命じる場合は、総務課長へ事前登録する。
- ⑥管理者は、超勤時間が1カ月31時間を超えた職員が発生した場合は、緩和措置等の検討を行う。

平成22年度については、超過勤務縮減対策委員会よる5月28日の「平成22年度の取組」、9月30日の「平成22年度（下半期の取組）」の中で、「山口農政事務所超過勤務縮減対策」の再確認をはじめ、過去5カ年の山口農政事務所における一人当たりの超過勤務時間等を踏まえ、平成22年度の勤務の動向を想定するなかで、今後の改善策を含む取組を決定したところです。

その主な内容としては

- ①「山口農政事務所超過勤務縮減対策」の再確認と、真に必要な超過勤務の精査をするなど、実効ある取組への意識の徹底を図ること。
- ②毎月はじめの部長会議において、縮減対策を議題とし、前月実績および発生原因を分析し、改善策等の検討を行い、実効ある超過勤務縮減となるよう適切な業務運営に努める。

なお、業務運営に当たっては職員とコミュニケーションをとりながら進め

る。

③打合せ、会議に当たっては、事前に資料を配布し効率的な開催を心掛ける。

さらには、平成22年11月18日開催の超過勤務縮減委員会では、12月を超過勤務縮減月間に設定し、これまでの取組に加え、主に以下の取組を行うこととしました。

①実効ある取組への更なる意識の徹底を図ること。

②12月中は、毎日、各部課長及びセンター長が声かけし、定時退庁を指導すること。

③各部課長・センター長は、1年間の検証を行うとともに、12月の超過勤務実績が、10月末現在の平均超過勤務時間より減少しない場合、または1カ月31時間以上の超過勤務者が発生した場合はその状況を報告する。

こうした取組の中、22年4月から23年1月の超過勤務状況を振り返ると、事務所としては一人当たりの超過勤務時間は前年同期間と同じとなっています。課別にみると総務課・計画課で増加、消費・安全部は横ばい、地域課ではやや増、統計部は横ばい、統計センターでは減少している状況です。

この傾向は戸別所得補償モデル対策に係る業務として、農家からの受付、加入申請書のチェック・審査等の現場対応等によるところが大きいと考えられます。

特に戸別所得補償モデル対策の交付金の支払い関係事務は、11月が事務のピークとなり、地域課を中心に大幅に超過勤務が発生し、関係職員にはご苦労をおかけしたところです。なお、超過勤務にかかる臨時健康診断の対象となった者はいませんでした。

11月については、戸別所得補償モデル対策事業の交付金事務を初めて実施するもので、協議会等の外部対応があったことも含め、業務量の予測ができなかったことが主な原因と考えています。次年度は今年度の経験を踏まえ対応を検討していきたいと考えています。

その後12月は通常月よりも多いものの、前月に比べ減少しました。

今年1月は、最も低い水準となりましたが、2月においては地域課において戸別所得補償制度の本格実施に対する説明会が始まっており、地域協議会からの要望が多く、昨年末並みの超過勤務が想定されるのですが、今後も戸別所得補償制度の本格実施の周知、6次産業化、流通監視業務等進捗状況を把握し、応援体制も含め、超過勤務縮減に努めていきたいと考えています。

委員長：所長におかれては、状況について十分認識されていると理解していますが、業務の展望が見えないなか、戸別所得補償モデル対策の反省も踏まえ、スタッフ制を十分活用して、超過勤務の縮減につなげていただきたい。

農政転換のいま、夜間の集落座談会も含め、現場の職員がどこまでやっていくか、当局としてリーダーシップを発揮して運営をお願いしたい。

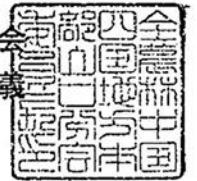
所 長：現場での対応については評価につながるものであるので、断るわけにはいかないが、やり方を工夫し地域の実情に合った対応をしていきたい。

委員 長：消費・安全、米トレーサビリティ等の部分も同様な状況であるので、今後も努力をお願いしたい。
ありがとうございました。

10全農林中四国山口要求第1号
2011年2月16日

中国四国農政局
山口農政事務所長
浦田高宣 殿

全農林労働組合中国四国地方本部山口分会
委員長 田中信義



要 求 書

私たちは、現行組織の下で戸別所得補償事業をはじめとした新たな業務と既存業務を遂行しなければならないことから、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

この要求は、新たな業務と既存の業務が円滑に遂行されるよう職員の意見を踏まえて業務計画を作成し、当局による的確な工程管理が重要となります。また、しっかりした工程管理が行われなければ、業務運営に支障が生じ、超過勤務が増大するなど、組合員の労働条件に大きく影響することとなります。

貴職におかれましては、下記事項について十分理解され、業務の実施体制に万全を期すよう要求します。

記

1 業務運営について

- (1) 戸別所得補償業務については、支払い事務や説明会など多大な業務量となっていることから、職員の業務実態を早急に把握するとともに、業務運営を検証し実施体制を山口農政事務所として見直すこと。
- (2) 山口農政事務所における業務の進行状況の把握、工程管理を適切に進め、実効ある超過勤務縮減対策により、超過勤務を縮減すること。
- (3) 超過勤務の実態は、課、係により差が生じていることから、山口農政事務所として業務に見合った人員配置がなされているか検証し、適切な人員配置、業務命令等により業務量の平準化を図ること。

2 予算について

山口農政事務所における業務量は、増加していることから、庁費、超過勤務手当の予算を確保すること。

3 当局の対応について

- (1) 職員の労働条件に関する事項については、掲示板やメールのみでなく、管理者説明責任として、職員に対し十分説明すること。
- (2) 超過勤務における勤務時間管理については、各管理職に適切な勤務時間管理の周知徹底を図ること。

以 上